

大口町告示第22号

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱（平成29年大口町告示
第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（補助の対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号をすべて満たすものと
する。

- (1) 旧基準木造住宅の所有者又は旧基準木造住宅の所有者から耐震シェルター等
の設置の同意が得られた賃借人であること。
- (2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規
定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定
する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

第6条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

様式第1中「8 補助対象経費 金 円」を

「8 補助対象経費 金 円 に改める。

9 添付書類 」

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(補助の対象者)</u></p> <p><u>第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号をすべて満たすものとする。</u></p> <p><u>(1) 旧基準木造住宅の所有者又は旧基準木造住宅の所有者から耐震シェルター等の設置の同意が得られた賃借人であること。</u></p> <p><u>(2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。</u></p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) その他町長が必要と認める書類</u></p> <p>様式第1（第6条関係）</p> <p>【別記】</p>	<p><u>(補助の対象者)</u></p> <p><u>第4条 補助金の交付を受けることができる者は、旧基準木造住宅の所有者又は旧基準木造住宅の所有者から耐震シェルター等の設置の同意が得られた賃借人で町民税等を滞納していないものとする。ただし、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は除く。</u></p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 町税の納税証明書</u></p> <p><u>(8) その他町長が必要と認める書類</u></p> <p>様式第1（第6条関係）</p> <p>【別記】</p>